

平成 20 年 6 月 16 日

株主各位

協和発酵工業株式会社

会社法に基づく反対株主の株式買取請求に関する Q & A（新設分割）

当社は、6 月 24 日に開催予定の第 85 回定時株主総会において、新設分割に関する議案等の付議を予定しております。新設分割に関して、会社法に基づく反対株主の株式買取請求について、株主・投資家の皆様に、より正確にお伝えすることを目的に、当該制度の要点について Q & A 方式でご説明申し上げます。

なお、反対株主の株式買取請求を行うかどうかにつきましては、本 Q & A に記載されている事項のみならず、想定される買取価額や、期間、費用等をご考慮いただき、専門家にご相談の上、株主様ご自身の責任においてご判断していただきますようよろしくお願い申し上げます。

Q 1. 新設分割に反対する株主の株式買取請求権とはどのようなものですか。

A 1. 下記の①または②に該当する新設分割計画をご承認いただくための株主総会の基準日(平成 20 年 3 月 31 日)現在の株主名簿または実質株主名簿に記載もしくは記録された株主様は、会社法に基づき、当社が新設分割に関する通知または公告を行った日から 20 日以内に、当社に対して、保有されている株式を公正な価格で買い取ることを請求することができます。なお、当社は、新設分割に関する通知または公告を、新設分割計画をご承認いただくための株主総会の決議の日(平成 20 年 6 月 24 日予定)から 2 週間以内に行う予定です。

- ① 一単元以上の株式を保有する株主様：当該株主総会に先立って新設分割計画に反対する旨を当社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設分割計画に反対した株主様
- ② 単元未満株式のみを保有する株主様：特に条件はありません

Q 2. 株式買取請求を行うには、どのようにしたらよいですか。

A 2. 株式買取請求を希望される上記の①または②の株主様は、書面により、当社が新設分割に関する公告を行った日から 20 日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして、当社所定の書式にてご請求ください。

Q 3. 株主総会に先立つ反対の通知を行う際に、指定の用紙や書式はありますか。

A 3. 当社指定の用紙や書式はございませんが、書面にてご通知ください。

Q 4. 株式買取請求を行った場合、撤回できますか。

A 4. 当社が承諾した場合を除き、一度、株式買取請求を行うと、株主様の任意で撤回することはできませんので、ご注意ください。

Q 5. 株式買取請求を行った場合、買取価格はいくらになりますか。

A 5. 会社法により、株主様は、当社に対し、保有されている株式を「公正な価格」で買い取ることを請求することができます。

なお、設立会社の成立の日から 30 日以内に、株主様と当社との間で価格の決定について協議が整わない場合は、株主様または当社は、その期間の満了の日後 30 日以内に、裁判所に対して価格の決定の申立てをすることができます。

その場合、裁判所の決定する価格が、株主様が希望する価格となるとは限りませんので、ご注意下さい。

Q 6. 株式買取請求を行った場合、買取代金はいつ支払われますか。

A 6. 会社法により、株主様と当社との間での価格の決定についての協議が整ったときは、当社は、設立会社の成立の日から 60 日以内に、株券と引換えに代金を支払わなければならないとされています。株券の引渡等がございますので、具体的な手続につきましては、買取請求権を行使された株主様に、その都度ご案内致します。

Q 7. 株式買取請求を行った場合、どの時点で買取りの効力が発生しますか。

A 7. 会社法により、買取りの効力は、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずるとされています。

Q 8. 株式買取請求を行い、価格についての協議が整わなかった場合、価格決定の申立てをすることができるのは、どの裁判所に対してですか。

A 8. 当社の所在地を管轄する、東京地方裁判所です。

以上